

○国債証券附属利札尽了後ニ属スル利子ノ  
承認払ニ関スル件

(大正5年11月10日 往第11248号)  
(改正大正6年4月24日 往第3841号)  
大蔵大臣から 日本銀行総裁あて

4月1日付営債第612号上申滅失又ハ紛失シタル国債証券ニ対シ其ノ附属利札尽了後利金仕払ニ関スル件ハ下記ノ通心得ヘシ

- 1 滅失又ハ紛失シタル無記名国債証券ノ附属利札尽了後ニ属スル利子ニ付テモ明治39年法律第34号第6条ニ依リ其仕払ノ請求ニ応スルコトヲ得
- 2 前項ニ依リ仕払ヲ為シタル利子ニ付テハ次ノ場合ニ於テ之カ弁償ヲ為サシムヘシ
  - (1) 当該証券ニ継足シタル利札ノ持参人ニ対シ利子ノ仕払ヲ為シタルトキ
  - (2) 当該証券ニ付テ新証券トノ引換ヲ為シタルトキ
  - (3) 当該証券ニ付テ償還又ハ新規登録ヲ為スニ当リ領収証書ヲ徴シ当該証券ニ属ス

ル利子ノ仕払ヲ為シタルトキ

(照会内容)

明治39年法律第84号第6条ハ無記名国債証券又ハ利札ヲ滅失又ハ紛失シタル場合ニ於ケル唯一ノ救済規定ニ有之候処之ヲ厳格ニ解釈スルトキハ証券ヲ滅失又ハ紛失シタル場合ニ於テ其ノ附属利札尽了後ノ利金ニ付テハ其ノ利札ヲ滅失又ハ紛失シタルモノニアラサルカ故ニ同条ノ適用ナキモノノ如ク被存候得共斯クテハ所有者ニ対シテ甚タ気ノ毒ノ至リニ有之候ノミナラス元来国債証券ニハ償還期マデノ利札ヲ附シ発行スヘキカ当然ニテ其ノ之ヲ附セサルハ全ク取扱上ノ便宜ニ出テタルモノナレハ同条ハ之ヲ広義ニ解シ利札尽了後ニ於テモ利金仕払ノ請求ニ応スルコトトシ若シ該証券ヲ以テ次期以降ノ利札ヲ附シタル新証券ト引換ヘ又ハ利札ノ継足ヲ受ケタル者アルトキハ直チニ弁償セシメ候様取計可然哉至急何分ノ儀御指揮被成下度此段上申候也